

## 尾張藩校明倫堂の文庫運営と他藩士交流

*The Library Management of Meirindo, a Domain School of Owari Domain, and the Interaction with Feudal Retainers Outside Owari Domain*

岸野 俊彦 (音楽学部教養部会)

はじめに

尾張藩の藩校「明倫堂」の沿革については、『名古屋市史』学芸篇や『愛知県教育史』第一巻で詳しく紹介されている。尾張藩の学問所としては、八代藩主徳川宗勝の時代に、蟹養斎が、寛延元(一七四八)年二月に巾下埋門外御作事屋敷内に学問所の設立を許可され、九月四日に学舎が新築落成した「巾下学問所」がある。藩は貢納を免除し、修復の資とした。翌寛延二年十一月、藩主宗勝は自ら「明倫堂」の三大字を書いて額とした。これが「明倫堂」の名称の始めである。その後、巾下学問所は十分な展開をみず宝暦四(一七五四)年ころ蟹養斎が名古屋を去り、須賀精斎・亮斎父子に引き継がれたが廃絶することになった。

九代藩主徳川宗睦は、天明二(一七八二)年に本格的な藩校の再建を目指し、城南片端長島町東角の元御国方役所跡に学館の建設を始め、翌三年四月に落成した。四月二十一日に学館惣裁に細井平洲を任命し、以下、主事、都講、典籍、書記、謁者、給仕の諸職を任命した。四月二十六日、宗睦は、先代宗勝の筆になる「明倫堂」の

額を下賜し、以後学館名を「明倫堂」と称した。本格的な藩校「明倫堂」の成立である。『愛知県教育史』は、平洲時代の後、①冢田大峯の学制改革、②天保から嘉永期までの教育と課題、③慶応期の学制改革、④明治期の明倫堂に時期区分し、それぞれの段階での明倫堂教育の特徴を明らかにしている。また、『愛知県教育史』資料編近世一には、名古屋市鶴舞中央図書館蔵の「学校御用留」や、細野要斎の明倫堂典籍時代の私的勤務記録「敬事録」十一・十二(嘉永六・一八五三年五月から安政四・一八五七年十一月)と隠居後の慶応四(明治元・一八六八)年二月に明倫堂教授となった以降の「統敬事録」上下が収録されている。

「学校御用留」は、慶応三(一八六七)年の鷲津毅堂(久蔵・宣光)による学制改革前後における明倫堂の庶務記録である。内容は多岐にわたっており、この段階の明倫堂運営の詳細を知りうるものである。本稿では、「学校御用留」や細野要斎の諸記録から、従来あまり取り上げられなかった明倫堂文庫運営や、他藩士との交流の実態を明らかにしたい。

## 第一章 明倫堂の文庫・書物の管理運営

初代藩主義直は、父親の徳川家康死後、家康が駿府城内の駿河文庫に集めた蔵書を遺産として譲り受けた。いわゆる駿河御譲り本である。義直は、これを収蔵するために名古屋城内に御文庫を造り、自身の蔵書も収めた。二代光友は、書物奉行を置きこれを管理し、幕末には全国有数の蔵書を誇る大名文庫となり、現在は名古屋市蓬左文庫に収蔵されている。明倫堂には、これらとは別に文庫が設置され学生の教育に役立てられたことは、蓬左文庫の「明倫堂御文庫御書目」「明倫堂献納書目」などの史料によつて知ることができ、文庫の書物は、購入の外に献納によるが、「明倫堂書物献納書物」は、二百六十二種、総計一万六百六十一冊を書き上げており、献納が多いことが特徴である。教育機関らしく「史記」二十九部、「左氏伝」二十一部、「国語」十七部、「荀子」十四部等、同種の書物も多い。

## 第一項 細野要斎「敬事録」に見る明倫堂書物管理

細野要斎（為蔵）は、嘉永六（一八五三）年五月十四日、明倫堂典籍に任命される。すると、用人の瀧川又左衛門より、在尾州の御用方（用人・明倫堂関係）や年寄（家老）衆の宅へ、御礼参りをすべく命じられる。廻つた先は、兵部少輔（竹腰）、出羽守（石河）、因幡守（生駒）、権十郎（瀧川）、永井五郎右衛門、水野惣右衛門、五味次郎、瀧川又左衛門、遠山大膳、長屋紋右衛門、成瀬大内、渡辺半十郎、富永孫一郎、間宮外記、成田定之右衛門、石川内蔵允、中野精右衛門、その他大番頭衆。明倫堂関係は、督学正木三郎右衛門（梅谷）、教授佐枝市郎右衛門、渡辺忠兵衛、主事大久保藤四郎、佐藤八十郎、典籍板倉善右衛門、吉田東吉郎、冢田文太郎、増田小太郎、監生中山新八、水野伝、山吹仁三郎である。

典籍は、明倫堂の書物の管理を担当したようで、典籍になりすぐに、明倫堂の書物を預かる。書物はいろは順に整理されていた。これを新規典籍になった要斎を入れた典籍で分担預かりをする。「いろはに」が要斎、「ほへと」が冢田文太郎、「ちりぬる」が「当分」要斎、「をわか」が「当分」増田小太郎、「よた」が増田小太郎、「れそつねな」が吉田東吉郎となった。「右にて御書物不残也」しているので、「ら」以降はなかった。

五月十四日に典籍に任命された要斎は、五月二十日に「初て御文庫に入」と記す。同日「官庫入有之、取扱、冢田、細野」「御鍵預り主財伊藤三津三、見習近藤、会田」との記載をしている。以後、二十三日「官庫入有之、取扱細野」、二十五日「官庫入有之、取扱増田、御鍵預り」と記している。いずれも、当日は、細野、増田、冢田の「素読有之」と記しているので、この「御文庫」「官庫」は、書物奉行管轄の「御文庫」ではなく、典籍三人が、学生に素読を行うに当たつての教材用の書物を収蔵した明倫堂文庫だと思われる。

要斎等典籍は、これら明倫堂の書物を劣化させないため、「風入り（曝書）」を行っている。梅雨明けの六月に集中的に行つていくように以下の記載がある。

六月二日には「今日より御書物御風入初り、今日吉田東吉郎」翌三日「御晒書、冢田文太郎」、同五日「御晒書取扱、御預り分、いろはに、見習入庫、青山順次・高山鉦太郎・鈴木宗太郎・会田善之助・川村兼三郎」、同九日「御晒書取扱、御預り分、ちり、見習入庫、高山鉦太郎・会田善之助・川村兼三郎・田島又太郎、昼後青山順次」、同十日「今日御書物風入、増田小太郎、をわか」同十二日「典籍役所附御書物風入」、同十三日「当分御預り、ぬる、御書物風入并監

生役所附風入」同十七日「教授役所附御書物風入」同十八日「教授役所附并上座学生役所附御書物風入」、同十九日「学生拝借御書物之内、巻之舎より四之舎迄風入」、同二十日「今日五之舎より八之舎迄風入」、同二十二日「今日八之舎より十二之舎迄風入」、同二十三日「十三之舎より大舎迄風入」

この記載によれば、明倫堂の書物は、「文庫」の外に「教授役所」「典籍役所」「監生役所」「上座学生役所」等の教官の扣室、また一から十三の「舎(教室)」や「大舎(大教室)」にもそれぞれ、書物が置かれており、この曝書も典籍が行っている。

曝書は、他の月にも行われ、六月の記載になかった場所は、以下のものである。

八月二十三日「当役所(典籍) 附御書物風入」同二十八日「新舎、役所附残り之分御書物風入」、九月五日「幼年席一ノ舎より三ノ舎迄拝借御書物風入」、同十日「学生九之舎・十之舎・階下舎・七南之席拝借、御書物風入」。これを見ると、教室が年齢別になっていることや、「新舎」「階下舎」等の教室の存在がわかる。

教授室等教官室や、学生用の教室の書物は、「文庫」から貸し出したもので、十二月には、返納させている。この取扱も典籍が分担した。

十一月二十九日「来月二日より御書物返納日割書、上座学生へ遣ス」十二月二日「今日より御書物返納取扱、入庫増田」、同三日「御預り、いろはに御書物返納取扱」、同五日「吉田御預り御書物返納取扱」、同七日「御預り御書物ちりぬる収納」、同九日「よた印御書物収納」等である。十二月二十三日には、督学、監生、上座生、植松庄左衛門(茂岳)の拝借分の書物を「御文庫」へ収めている。翌

二十四日には、教授、典籍附の書物を収蔵している。この二十三日、二十四日は、督学以下の教官の分である。二十四日は、「一二三ノ帳之分催促受取」、「役所附悉く冊数点検」をしている。こうして一旦冊数を確認し、収蔵した書物は、翌年正月明けに改めて貸出がおこなわれている。

## 第二項 「学校御用留」にみる文庫書物の曝書

前項でみたように、嘉永期は、細野要斎をはじめとした典籍が書物を管理したが、慶応三(一八六七)年の明倫堂学制改革により、督学が御書物奉行を兼帯し、典籍・監生は廃止され「助教」と改め教授を補佐し教導や廻村講話を担当。また典籍の職掌の書物管理は「掌書」と改められ、従来の書記や給仕の兼帯となり、書物管理は書物方手代と協力して行うことになった。このため、書物奉行管理下の「御文庫」の書物と明倫堂文庫の書物とは、明倫堂督学兼書物奉行のもとに一元管理されることになった。ちなみに、細野要斎が典籍に任命された時の督学である正木三郎右衛門(梅谷)は嘉永六年十月十三日に書物奉行に転じており、御儒者であった阿部清兵衛(伯孝)が督学となっている。

慶応三年六月、御側物頭格明倫堂督学の鷲津九蔵(毅堂)からの文庫書物曝書に関する願書が「学校御用留」に残されているので、紹介し、特徴を検討する。

(史料一)

卯六月八日袖書

鷲津九蔵

御文庫御書物例年之通、御風入取懸り申度、就夫是迄於御書物奉行ハ未申御櫓致借用、御風入取計候趣ニ候処、右御櫓鍵取懸り引払之初冬、節々御小納戸頭取役所おるて受渡不致候而難成、甚不便利之

次第二相聞候処、是迄とハ違片手間二取計候儀二付、徒成隙支ハ相厭度、簡易之処置申合候処、向御屋敷内武芸稽古場を初、御覽所等御建物明キ日々々々借用いたし、御風入取計候得ハ、御文庫模寄之儀二も有之、手数少ニ相済候哉ニ申合候間、宜御談判有之様致度、其内明キ日一向少ク候而者、いたし方も無之次第二付、猶勘弁可申達候間、先々明キ日為御調、早々御渡有之様致度申達候

卯（慶応三年）六月

御側物頭格、明倫堂督

学鷲津九蔵

（史料二）

卯六月袖書

鷲津九蔵

御文庫御書物御風入場所之儀二付、別紙御用人初勘弁之趣とも、夫々御相談相成致承知候処、いつれニ而も指支無之趣ニ相見申候、付而者向御屋敷内武芸稽古場を初、弓馬御殿等之内ニ而、尤御上段ハ相省借用いたし、明キ日毎ニ御用人取計申度、此段其筋江御談被置候様いたし度、仍之御渡之書付とも都合三枚相添申達候

卯六月

御側物頭格、明倫堂督

学鷲津九蔵

「鷲津九蔵江付札

書面之通可有御取計候、其段筋々江申談置候

六月廿四日

」

ここに記されている「御文庫」「御風入」は、明倫堂の文庫ではなく、従来書物奉行管下の城内の「御文庫」のことだと思われる。この曝書は例年六月に「未申櫓」を借用して行われた。書物奉行を明倫堂督学が兼務することになり、督学鷲津九蔵は、明倫堂の勤

務の「片手間」で書物奉行を行うことになり、簡略化を意図した。「未申櫓」の鍵は、御小納戸頭取役所にあり、受け渡しが不便であるため、「御文庫」に近い、「向屋敷内武芸場」等に変更を申達している。数万冊に上る「御文庫」の曝書は、場所の件や人手の件等、大きな問題であった。明倫堂の曝書は、明倫堂内で行われたと思われる。

### 第三項 「敬事録」にみる書物貸出、購入、献納の記録

細野要齋の「敬事録」には、明倫堂文庫の書物貸出、購入、献納の記録があるので、摘出して置く。

嘉永六（一八五三）年六月二十八日「資治通鑑、伊勢津より御買上、先年壹帙役所預かり在、今日十三帙（壹帙十五冊）主財より受取、役所二置、通鑑式部御買上之内也」

「資治通鑑」は、北宋の司馬光が一〇八四年に編纂完成させた書である。内容は、周の威烈王（紀元前四〇三年）から五代の終わり（九五二年）までの千三百六十二年間の史実を編年体に編纂したもので、本文二百九十四巻の大著である。名古屋にも多くの書肆があるのに、伊勢津（藤堂家三十二万石の城下町）で購入しているのは、興味深い。「主財」は明倫堂の会計担当である。購入した「資治通鑑」は主財から典籍である要齋が受取、典籍の役所（室）に置いている。八月十六日になり、「滝川又左衛門より主事江申来趣、先達而御買上相成候資治通鑑、堂中御蔵書相成居云々、右二付、御箱之儀達書、主事江託し出ス、横井和四郎江渡ス」と、用人の滝川又左衛門より「資治通鑑」が明倫堂蔵書として確認されたとの通達があり、大部の「資治通鑑」を収納する箱を主事を通じて用人へ依頼している。翌嘉永七年三月五日「今日酢屋伝右衛門、六国史内々堂中江献納、督学聞濟、役所江納、未表向江ハ不相濟、六国史惣計八十五本、一

箱二ツ、ツヅキ箱」同六日「酢屋伝右衛門内々献納の六国史、箱の蓋二貼紙題箋（奉○六国史、奉○六国史全八十五本）、蓋の裏二（御城下町人酢屋伝右衛門蔵本之処、当人堂中江内献納仕度旨、御儒者中山新八を以願出、督学聞濟之上、請取置候事、嘉永七年三月）」  
名古屋城下町人酢屋伝右衛門が、明倫堂へ「六国史」八十五本を献納した記録である。これを見ると、献納は明倫堂関係の紹介者を経て督学に願出、督学の許可によって受理されるようである。献納書物は、典籍が箱の蓋に、書物の題と献納者の名前や経緯を記録した貼紙をして、典籍役所（室）に置いた。

同年七月十二日「武備志百冊一箱、滝川又左衛門拝借、評定所へ持七遣ス」

「武備志」は中国明代の兵法書である。この明倫堂蔵書を用人の滝川又左衛門が借り出すということで、用人等重役の協議をする「評定所」へ渡している。この年は、三月に日米和親条約が締結され、以後イギリス、オランダ、ロシア等次々と開港をしている。尾張藩としても海防が重要課題となり、その参考書として「武備志」が必要とされたと思われる。同年九月十日には、督学阿部清兵衛が献納されたばかりの「六国史」を借りている。

安政二（一八五四）年二月、尾張藩は「海国図志」を購入した。「海国図志」は、中国人魏源が、欧米の諸国や中国の歴史書を抜粋して編集した政治的地理や海防論の書である。日本には、六十巻本（一八四七年）が輸入され、ペリー来航の衝撃と重なり、写本や抄録による和本が流布したという。

「海国図志」に関する要斎の記録は以下のものである。

○二月六日「開国図誌（海国図志）和解之儀、旧冬御用人より談有

之、右二付三役所割合和解可致筈、今日督学より闡引いたし候様談有之、典籍省江教授・監生寄集闡引、左之通開国図（海国図志）誌二冊、惣紙数六十五枚、十人二割、一人六枚半ツ、但し章段之境二而少しは多少有之、一（教授）佐枝市郎右衛門・渡辺忠兵衛・朝倉善右衛門、二（典籍）吉田東吉郎、六（典籍）冢田文太郎、八（典籍）増田小太郎、五（典籍）細野為蔵・水野伝（監生）河原小太郎、十（監生）山本九郎右衛門 通計十人」

○同九日「昨日御買上二相成、海国図志、亞米利加衆部六冊調印、海国図志籌海編二冊内借一読」

○四月廿二日「先達而申談有之、海国図志和解之儀、来ル廿五日迄二可差出事」

○同廿九日「海国図志和解、教授へ集メ督学へ出ス」

○七月九日「海国図志和解残之分、吉田一枚半斗不足、水野、山本来ル十二日督学、御城へ持参之筈、右二付、十一日夕迄二督学宅江可差出旨、教授より申聞、右二付、吉田江手紙二而申遣ス」

二月に尾張藩が購入した漢文の「海国図志」について、明倫堂で和解を作成するよう、用人からの依頼があった。二冊分の和解を教授・典籍・監生の三役所で十人で分担すること、その分担は闡引きで決められた。購入した「海国図志」には「亞米利加編」が含まれており、ペリー来航・日米和親条約締結の影響を見ることができ、四月に提出予定が最終的には、七月まで費やしているようである。

この年四月二十七日「大日本史六十六冊、大道寺玄蕃殿拝借、宅江廻ス取扱」との記載がある。この段階の尾張藩主十四代徳川慶勝と前水戸藩主徳川斉昭の嘉永五年八月の往復書簡中（『愛知県史』資料編近世七）に、斉昭から慶勝に「大日本史」を早々に摺させ

贈る旨の記述があるので、要齋記載の「大日本史六十六冊」は水戸齊昭の贈呈本であろう。これを大道寺玄蕃が借りるので宅廻しにしたとしているが、大道寺玄蕃（直寅）は、この時期尾張藩家老で、藩主慶勝の信頼が厚かった。

九月二日には、購入書として「天経或問写本一冊、初学天文指南五冊、天文指要四冊、右三部御買上相成候由二而、督学より相渡、則請取置」との記載がある。「天経或問」は、中国人遊子六編著の天文学書である。輸入されて享保十五（一七三〇）年に出版された。西洋天文学の成果が中国経由でもたらされた書として、近世日本の天文学者に大きな影響を与えた。「初学天文指南」は、宝永三（一七〇六）年、馬場信武著の天文書、「天文指要」は、京都の天文学者西村遠里（天明七年・一七八七没）の著である。購入されたこの書物が督学より渡され、典籍の要齋が受け取っている。

同日書物献納について「御右筆より、他所之者より明倫堂江書籍献納之儀無之候哉尋来、表立献納之例不相見、内献納之儀ハ天保年中（四年より七年迄之内未詳）、伊勢津藩医師園田一斎作、子規高詩二冊（天保四年新刻）、鈴木常介より申込、典籍三村平六取扱二而、督学林彦八聞届、内献納相成例有之」との記載がある。これをみると、明倫堂への書物献納には、「表献納」と「内献納」があったようである。先にあげた城下商人酢屋伝右衛門の場合には「内献納」であった。右筆より他所の者の献納の事例の質問に、「表献納」の事例はないが、「内献納」の事例として天保年中に津藩医師の献納の事例を報告している。仲介した鈴木常介（朗）は、本居門下の国学者で、天保四（一八三三）年に儒者から明倫堂教授並となった。取扱が典籍で督学が許可した。こうして明倫堂内で処理するものが「内献納」

であろう。

十月十四日、要齋は次のような他所から明倫堂への書物献納の事例を記している。

「左之書付督学より来、写之上、教授江見せ、本書督学江戻ス

別紙書付一通差越之候以上

九月廿九日

阿部清兵衛様

佐藤弥平次

国基一部

明倫堂督学衆

禁裏学習院懸り

座

田右兵衛大尉

右は著述いたし候由二而、明倫堂江相納度旨、奉願候処、願之通相濟候付、右書物、御直二御自分江御渡可被成候間、被得其意、御文庫江納方之儀、典籍申談如例可被取計候

九月

朝廷の学習院懸りの座田右兵衛大尉が自著「国基」一部を明倫堂に献納したいとの願いにつき、明倫堂惣裁佐藤弥平次から督学阿部清兵衛に宛てた達書である。これは、直接藩当局（用人、側用人、家老）へ願出、許可された「表献納」の事例だと思われる。明倫堂文庫への納方につき、典籍に取計らわせるようとの指示がある。十月二十二日に典籍の要齋は「京都学習院懸り座田右兵衛大尉著述献納、国基一部巻冊、督学より相渡、調印之上単印箱ニ納置」と、督学から渡された、「国基」を請け取り、「調印」して納めている。

#### 第四項 「学校御用留」にみる明倫堂への書物献納

慶応二（一八六六）年十月に明倫堂惣裁の佐藤弥平次が藩当局（用人、側用人、家老）へ申達した書物「表」献納と思われる記録がある。これには、前例も記されており、前項でみた城下町人や他所か

らの献納とは異なつた側面があるので、紹介しつつ検討したい。

(史料)

頭書

佐藤弥平次

明倫堂教授岡田小次郎儀、所持之書物堂中江献納致度段、奉願候付承届候処、此節別紙之通堂中江相納候、仍之申達候事、但、右献本直段為積立候処、別紙脇書之通有之候段、此段も申達候事

十月

明倫堂惣裁職

- 一 祝詞考 三冊 代式拾匁程
- 一 出雲風土記 貳冊 代式拾匁程
- 一 国号考 全 代五匁八分程
- 一 皇朝史略 拾冊 代五拾五匁程
- 一 続皇朝史略 五冊 代三拾匁程
- 一 百鍊抄 拾四冊 代七拾匁程
- 一 令書 貳冊 代六匁五分程
- 一 新撰姓氏録 三冊 代式拾匁程
- 一 官位通考 全 代六匁五分程
- 一 称呼弁正 貳冊 代五匁程
- 一 台湾鄭氏紀事 三冊 代拾八匁程
- 一 關邪集 貳冊 代拾八匁程
- 一 關邪管見録 貳冊 代拾八匁程
- 一 明朝紀事本末 四拾壹冊 代六匁程
- 一 献替録 三冊 代拾六匁程
- 一 破邪集 八冊 代七拾五匁程
- 一 征韓偉略 五冊 代廿五匁程
- 一 及門遺範 全 代三匁八分程

- 一 草偃和言 全 代拾匁程
- 一 迪襄篇 全 代拾匁程
- 一 徳川伝記 六冊 代拾五匁程
- 一 日本紀略 拾四冊 代八拾匁程
- × 金六兩
- 銀五百廿七匁六分、此金八兩三分銀式匁六分
- 合 金拾四兩三分、銀式匁六分

以上の史料によれば、明倫堂教授の岡田小太郎より本人蔵書から二十二種の書物の献納申出があり、許可の上、明倫堂中に納めた。惣裁の佐藤弥平次は、献納された諸本の値段見積りをし、その値段の書上も藩当局に申達している。これは、書物献納に対する藩からの賞品(金)の依頼である。前例として二例があげられている。一つは文政七(一八二四)年の事例で、御儒者の秦鼎が「韓文記十冊」を献納した賞金として金五百疋を拝領している。二つ目は、嘉永五(一八五二)年に新御番の中村十左衛門が「学資講一部四百巻」を献納した事例である。この時は、銀七枚を拝領している。この前例をもとに、用人と側用人との検討が行われる。用人は「今度、岡田小次郎差上候書物之儀ハ、部数も多候間、銀七枚被下候方可然候半哉之事」と銀七枚が適当とした。しかし側用人の生駒頼母(周行)から「御年寄衆(家老)宛の書面は以下のものであった。

(史料)

頭書

生駒頼母(周行)

別紙岡田小次郎、明倫堂江書物献納願相濟、右書物堂中江相納候儀二付、佐藤弥平次申上候書付被成御渡候付、御賞品之儀、御用人江

相達吟味取計候趣、乾坤印二通御座候、依申合勘弁仕候処、右者以来書籍之恰好ニ随ひ、御賞品被成下等、文化三年寅年相極、既二文久二戌年、明倫堂督学冢田愨四郎献上書物代、積金貳両三分程二而銀壹枚被下候儀ニ相見、今般小次郎差上書籍代、積金拾四兩三分余ニ付、愨四郎江銀壹枚被下候釣合を以、小次郎江も銀五枚被下候方可有御座候半哉

卯（慶応三）正月

御側御用人

生駒の書面によれば、明倫堂へ書物献納をした場合の「賞品（金）」については、文化三（一八〇六）年に取極がされていた。直近の文久二（一八六二）年には、督学の冢田愨四郎が見積金二両三分程の書物献納をし、銀一枚を拝領している。今回の岡田小次郎の献納書見積りは十四兩三分余なので、銀五枚が相当という。用人からは銀七枚との具申があつたが、ここでは五枚となつている。冢田の前例として、以下の書拔が付されている。

（史料）

文久二戌年

佐藤弥平次江

学記 拾五部

明倫堂督学

六記 拾五部

冢田愨四郎

〔此直段貳両三分程〕

願之通差上候様被申渡之、右書物差出候ハ、追振ニ准し宜被取計候、右二付愨四郎江銀壹枚被下置候、此段も可被申渡候

十一月

生駒の書面（申達）に対し、「御年寄（家老）衆よりの付札」に「書面之通り申渡候」との決済があり、用人への付札には「御書面岡田小次郎江銀五枚被下申渡相済候事」と記されているので、銀五枚が最終決定であつた。

以上の記録・事例をみると、明倫堂への明倫堂関係を中心とした藩士からの書物の献納は、しばしば行われていたようで、これに対する「賞品（金）」の取極めが文化三年にはできていた。献納許可と賞金が用人・側用人を経て家老（年寄）による決済が必要なものであり、これが「表献納」であろう。「内献納」は、明倫堂督学によって処理され、藩からの「賞品（金）」の出ないものであつたといえる。

#### 第五項 「学校御用留」にみる明倫堂書物購入の事例

「学校御用留」に慶応三（一八六七）年三月の明倫堂書物購入の記録がある、この史料を紹介し、内容を検討したい。

（史料）

御側御用人衆

朱註末疏之書籍御買上方之儀、去冬御済口相成候付、御城下書林共手前為相尋候処、一向持合無之旨申出候付、鷲津九蔵（毅堂）江申談、三都書林おゐて御買上方吟味中ニ有之候処、右書籍之儀文学有志之者ならてハ、書物善悪も難見分、且一概ニ直安之廉而已を以、書物一覽も不致、本屋より直ニ御買上難取計儀ニ有之候付、今般丹羽淳太郎（賢）江申談、京都書林吟味之上、相応之書物無之候ハ、御用之透見計大坂表江罷越、精々立入御買上為取計度、就夫、右代金追而此表より可相廻候得とも、先々手附金等京坂御用達役手前をゐて、外御入用金之内を以御繰替、淳太郎より申達次第可相渡、且右書物差立方之儀も可取計旨、右両役江御談有之様いたし度、仍御



見合として、御買上書籍目録代金凡積取調、右壹通相添及御懸合候事

(慶応三年) 三月

四書檀参 五部 代金五兩程ツ、

四書汪武曹大全 貳部 代金六兩程ツ、

四書困勉録 代金五兩程

四書正解 五部 代金貳両式分程ツ、

四書輯疏 五部 代金三兩式分程ツ、

四書日講解義 代金壹両式分程

書経講義 代金壹両式分程

四書体註 代金三兩程

欽定四經 代金拾兩程

大日本史 代金拾八兩程

以上

張札

「別紙達之趣存奇無之候間、在京・大坂兩御用達役江振之儀御相談相成、丹羽淳太郎より金子請取方申出候ハ、京坂間々頼過渡等不相成様、書物代金目当を以、程能渡し方可取計旨をも御談有之方と存候事 御勝手方御勘定奉行」

在京御用達役・大坂御用達役江

小十人頭格丹羽佐市郎惣領御目見同姓淳太郎儀、今般上京いたし候付、朱註末疏之書籍明倫堂江御買上方之儀、同人江申談、京都書林吟味之上相応之書物無之候ハ、御用之透見計大坂表江罷越、御買上為取計候筈候、付而者、右代金此表より可相廻候得共、先々手附金等受取方淳太郎より申出候ハ、京坂間々頼過渡等不相成様、書

物代金目当を以、程能御自分達手前おゐて、外御入用金之内を以、繰替渡し方被取計、右書物此表江差立方之儀も、宜被取計候

三月

明倫堂惣裁職初江付札「御書面之趣を以、申談候事 三月」

「右御年寄衆江入一覽候上、支払候事」

慶応元(一八六五)年十一月に、尾張藩は明倫堂改革にあたらせるため、当寺江戸にいた昌平齋出身の朱子学者鷲津毅堂を招聘した。明倫堂では、文化八(一八一)年に冢田大峯が督学となると、朱註を廃し、古学を主として専ら自注(冢註)を用いた。これに対して、学問の見解が狭隘として、嘉永六(一八五三)年七月頃には、冢註のみではなく諸註の併用となる。元治元(一八六四)年学制改革により冢註の内、家語、孔叢子、佐伝を除き、四書、五経は朱註を用い、冢註家・朱註家ともに最後には「靖献遺言」(浅見絢齋著、中国の志士・仁人の遺文を選集、道義に殉じた精神を明らかにし、尊王論に影響を与えた書)を読むこととした。鷲津毅堂の招聘は、これをさらに進める学制改革を主導させることであった。明倫堂惣裁の佐藤弥平次と督学勤向の鷲津毅堂は、冢田学と朱子学の併用とともに、朱子学強化をめざした。この、具体的な措置の一つとして「朱註末疏」の書物の購入がめざされた。上記史料は、これに関するものである。慶応二年末に「朱註末疏」の書物十種の書物購入の許可が出、名古屋の本屋に尋ねたが持ち合わせがなく、三都の本屋から購入することになった。慶応三年三月、書物に明るい典籍勤向の丹羽淳太郎が上京中であり、丹羽淳太郎が京都の本屋をあたり、京都で不十分な場合は、手透きの時をみて大坂まで出張し、大坂の

本屋からも購入することになった。費用は名古屋の御勝手方勘定奉行から出るが、とりあえずの手附金は、在京御用達役と大坂御用達役から丹羽淳太郎に渡すように、側用人から両役へ指示をしている。見積り金額は、総計百両を越える大金であり、過払いにならないよう、勘定奉行の意見をふまえて注意している。この仕払いは、最終的に年寄衆（家老）の決済の上で行われた。

#### 第六項 「学校御用留」にみる書籍他向貸出内規

明倫堂の書物の貸出の事例はすでに紹介したが、文久三（一八六三）年と思われる、二月の明倫堂書物他向貸出内規があるので、紹介し、検討する。

（史料）

演説・頭書

佐藤弥平次

明倫堂御書物之儀、是迄内拝借相済候儀ニ御座候処、全体堂中御書物之儀ハ、御門外不出之掟ニ相成居候処、右等之崩れニ相成、且者部数少之御書物、他向拝借相済候而は、堂中之輩修学之差支ニも相成候、付而典籍申出候趣も有之候、右ハ他向たりとも御書物拝借方之儀、役筋を伝ひ拝借相済候儀ニ候得は、尤不締之儀は無之訳ニ付、御書物之内、部数多ニ而、於堂中修学之障り不相成分ハ、以来他向たりとも拝借相済候方可然と、御用人共申合候、乍併御書物他向江数多拝借相済候儀、於堂中不好事ニ付、各様并御同列、其余御用方御用列以上丈ハ、拝借相済候内輪之規定ニ致置候筈候、仍為御心得相達置候事

（文久三年か）二月

明倫堂惣裁職

付札「一覽之上差出候事

生駒頼母（側用人）」

この文面によると、明倫堂の書物は、堂内限りの貸出が原則であった。ところが、この原則が崩れてきていて、堂外の者への貸出が行われるようになった。このため、特に部数の少ない書物の他向貸出は、堂中の者の修学の差支になつていると、堂内の書物を管理する典籍が申し出ている。他方、用人から、堂外への貸出も、個人ではなく各役所筋からのものであれば、不締りということはないので、部数の多い書物で修学の障りにならないものは、貸出をするべきとの申合せがされた。そこで、明倫堂惣裁の佐藤弥平次は、両者の間を取り、堂中の書物を多数堂外へ貸出すことは、好ましくないの、年寄（家老）、年寄列、側用人、用人等「御用列」以上の重役に限り、貸出をするという内規にしたいと上申している。嘉永期の重役への明倫堂書物貸出の事例は紹介したが、明倫堂の書物は、城内の「御文庫」とともに、藩内の各役所や個人からも貸出が期待されていたことが理解できる。

## 第二章 明倫堂の詩会の運営と他藩士との交流

前章で、明倫堂での書物の管理と運営についてみたが、明倫堂では学生への教育の一環として、詩会が行われ、他藩士との交流が行われた。これについて「敬事録」と「学校御用留」を史料に検討してみたい。

### 第一項 詩会について

詩会についての事例は、細野要斎の「敬事録」にもしばしばみられる。以下、例示を試みる。

嘉永七（一八五四）年九月十三日「昼後詩会、賜宴」

同年十一月三日「午後詩会、宿題 雪夜訪友人、席上、至日賜宴」  
 安政二（一八五五）年二月十五日「午後詩会、宿題 山莊賞花、席上、花朝賜宴、御酒被下敷之儀、是迄壺斗之処、已前二復し壺斗五升被下候筈二相成、御菓子も数相増、御吸物（白ミそ、名吉）、御菓子五ツ（饅頭二、アンモチ二、いろいろ餅壺）」

これによれば、詩会の行われるのは午後、宿題があること、詩会のあとには、藩主から酒や吸い物、御菓子が下賜される宴会があったことがわかる。安政二年には、一斗の酒が一斗五升に増量された。各自の詩の披露や、教官の講評の後の宴会では、酒も入った上での自由な意見交換が行われたものと思われる。「学校御用留」にも慶応三（一八六七）八月の詩会に関する以下の記録がある。

（史料）

袖書

卯八月六日

明倫堂主事

来ル十五日、例年之通学生詩会相催候旨督学申聞候、就夫当年も時刻早々相済候様仕度由二御座候、付而は、右節追々從御側御酒御肴御菓子被下置候、此度も右品被下置候ハ、時刻早く相廻候様仕度、仍之申上候

八月

明倫堂主事

下ケ札「本文詩会惣人数式百五拾人程御座候」  
 御側懸り江張札「如例宜取計旨、御小納戸江御申談之事」

これによれば、慶応三年八月十五日の学生詩会の総人数が、二百五十人であること。従来通り、御酒・御肴・御菓子が下賜されること。この費用・扱いは、奥向の御小納戸が担当したことが理解できる。

## 第二項 他藩士等の明倫堂見学と交流

### 一、細野要齋の他藩士交流の記録

細野要齋の「葎の滴、見聞雜割」に他藩士の明倫堂見学の以下の記載がある。

○慶応三（一八六七）年三月「板倉周防守家来河田剛（タケシ三十歳計）京都より江戸へ帰ル途、尾二至り、明倫堂拝見を願ひ、四・五日逗留願済、拝見被仰付、御料理被下、河田ハ鷲津毅堂同学の人なり、此日席上にて詩を作り、これを書ず、毅堂及堂中の諸員、接待夜二入ルト云」

○同年六月廿日「亀山藩士尾崎公平、明倫堂拝見願済二付、堂中江出、右二付督学教授初訓導迄出席、詩会有之」

○同年七月十二日、「豊後日向儒者広瀬孝之助外門人彦名、聖堂拝見二出、督学教授初訓導迄出席、孝之助ハ、淡窓（名建字子基）ノ甥也、年三十歳計、愴叟ノ跡ヲ継ヘキ志ノヨシ、コレヨリ東国奥州迄も遊歴スト云」

慶応三年に、板倉周防守（備中松山藩）家来の河田剛、亀山藩士尾崎公平、豊後日向儒者広瀬孝之助等が明倫堂を見学し、これに対して、督学、教授はじめ訓導までが、接待にあたり、詩会を開催したりしている。

### 二、「学校御用留」の記録（慶応三年三月、河田剛等の場合）

細野要齋の記録の板倉周防守家来河田剛の件について、「学校御用留」には教授の鷲津毅堂からの申請書類等の詳細な史料が残されている。「学校御用留」には「板倉伊賀守（藩主勝静は周防守から伊賀守となる）儒者河田剛」と「松平三河守（津山藩）家中神澤勉蔵」の二名となっている。以下、その史料を紹介し、内容を検討し

たい。

(史料)

御側御用人衆

〔生駒頼母(周行)〕

別紙之通鷺津九藏相伺候付、先々御目付勘弁相尋候処、張札之通申聞、当時他所者之儀二付而ハ、御制度も有之折柄二付、御目付勘弁之通相成可然歟候得共、猶吟味及勘弁候而ハ、他藩之者聖堂等拝見相濟候振、下ケ札之通有之、且丸印書拔、△之通相極居候趣も相見、当時文学格別御引立筋御世話も有之候付、九藏伺之通相成候得は、堂中之輩之励筋二も可相成候条、旁身元等慥成者二候ハ、伺之通詩会等可取計旨申談、支度をも被下候方候半哉、一応及御相談候、否即刻御申聞候様存候、仍右三通相達候事

(慶応三年) 三月十七日

下ケ札「△」

〔文化十四丑六月 講堂拝見済〕

本多豊前守家来 藤崎亮太郎

弘化三年五月 聖堂拝見済

阿部伊勢守家来 五弓豊太郎

安政四巳八月 积菜御規式拝見済

藤堂和泉守家来 石川銑之丞

高根東四郎

安政六未二月 聖堂等拝見済

松平肥後守家来 秋月悌次郎

土屋鉄之丞

袖書 卯三月

鷺津九藏

板倉伊賀守儒者河田剛、松平三河守藩中神澤勉藏儀、江戸表江下り懸、昨夜熱田泊二候処、能序二付、御国之学校拝見仕度旨右宿より申越、逗留罷在申候、付而ハ私案内ニ而聖堂拝見為仕可然哉奉伺候但、右ハ下懸之事二付、今日否不申遣候半而ハ難相成候間、即刻御否被仰談候様仕度、此段申添候

三月十七日

御側物頭格明倫堂教授

鷺津九藏

別段申添候書付

鷺津九藏

別紙河田剛初、学校拝見之儀相濟候ハ、堂中之輩之励之為ニも御座候間、詩会相催度候、付而ハ時刻ニも相成申候ハ、右兩人江支度等被下候様仕度、此段分ケ而申添候但、支度之儀壹人百疋ツ、之目当を以、明倫堂主事申合取計候様可仕候

三月

御側物頭格明倫堂教授

鷺津九藏

御用人より御目付江之張札「即刻御勘弁之趣御申達之事」御目付より之張札「伺之趣難相濟と存候事」

〔○〕書拔

弘化三年四月

一 諸家之家来等、明倫堂拝見之儀相願候得は、講堂計拝見為致候様極(寛政三亥十二月)有之候処、文政三辰年四月藤堂和泉守学校取建二付、右家中願之上聖堂をも拝見相濟候儀ニ有之候、然処今度松平陸奥守家中中田三平と申者、堂中拝見相願候様子二付、前顕究之趣ハ有之候得共、相願候程之者ハ儒学執心之者而已之儀ニ相見、講堂計拝見相濟候而ハ詮も無之、素より隠し候筋ニも不相見候付、此以後相願候者有之候ハ、聖堂をも拝見相濟候方可有之哉と申合、督学了簡相尋候処存寄無之由ニ而、左之通申出候付、御年寄柴江も及御相談候処、是又御存寄無之旨被仰聞候付、書面之通可心得旨演説ニ而申談有之

〔諸家家中又ハ浪人儒医等、町人百姓体之者之外ハ、堂中拝見仕度旨願出候得ハ、講堂計拝見為仕候追振ニ御座候処、先年藤堂和泉守家中之内、同様願出講堂并聖堂迄も拝見相濟申候、右は国許学校取

建候由二而、堂中軌範等相用度趣二而、願出候訳二相見候得共、聖堂之儀左迄被秘置候御場所共不奉存、且素より拝見願候輩、儒学格別志厚者共二付、右御場所をも拝見仕度旨願出候分は、無急度拝見為仕候方可然候半哉奉伺候

四月

明倫堂督学 正木三郎右衛門

付札「御書面之通相成、存寄無之候間、奉伺宜御取計候様存候、此段可相達旨御年寄衆被申聞候事

三月十八日

この史料は、慶応三年三月の板倉伊賀守（備中松山藩）儒者河田剛と松平三河守（津山藩）家来神澤勉蔵の明倫堂講堂および聖堂見学に関する、教授鷲津毅堂の申請書類関係である。前例として△印と○印書抜の添付文書を付けている。これに基づき要点を整理しておこう。

①他藩士等の明倫堂への見学の規則は、寛政三（一七九二）年十二月に決められた。

②見学許可対象範囲は、町人、百姓体の者以外の他藩士、浪人、儒医等であること。

③見学場所は、講堂であり、孔子を祀った聖堂は対象外であった。

④この規則に基づき、文化十四（一八一七）年六月には、本多豊前守（駿河田中藩）家来藤崎亮太郎が講堂を見学した。

⑤その後、文政三（一八二〇）年四月に、藤堂和泉守（津藩）から藩校を設立のため見学依頼があり、講堂の外、聖堂の見学も許可された。

⑥弘化三（一八四六）年四月、松平陸奥守（仙台藩）家来中田三平の見学依頼につき、当時の督学正木三郎右衛門から、講堂、聖堂と

も願があれば許可するよう申達があり、年寄（家老）衆も了承の上、以後そのようになった。

⑦同年五月には、阿部伊勢守（備後福山藩）家来五弓豊太郎が聖堂を見学した。

⑧安政四（一八五七）年八月、藤堂和泉守家来二名が聖堂での釈菜御規式を見学した。

⑨安政六年二月、松平肥後守（会津藩）家来二名が聖堂を見学した。

⑩以上の前例を添付し、慶応三年三月十七日に督学鷲津毅堂から前記河田剛、神澤勉蔵の講堂、聖堂見学と詩会の開催、食事の饗応（一人に付百疋）を申請して許可された。前記細野要斎の記録では、料理が出され、教授以下の堂中諸員の接待は夜にまで及んだという。こうした他藩士との交流は「堂中の輩の励」になると毅堂は申請書に記している。

### 三、「学校御用留」の記録（慶応三年六月、小崎公平の場合）

細野要斎の記録で、慶応三年六月二十日に龜山藩士尾崎公平が明倫堂を見学し、督学以下が出席し詩会を行った事例の費用に関する記録が「学校御用留」にある。「学校御用留」では、「勢州龜山石川宗十郎藩中小崎公平」と記している。この史料を以下に紹介し、内容を検討する。

（史料）

参堂之節入用

- 一 金三両壹分 唐紙壹本分
- 一 銀拾三匁五分 酒壺升代
- 一 同拾三匁五分 肴代
- 一 同式匁五分 煎茶代

- 一 同九匁 蒸菓子代
- 一 同式匁八分五厘 大蠟燭式丁代  
(目方四十目、両二八百四十目替)
- 一 同五匁七分壹厘 中蠟燭式拾式丁代  
(目方八十目、両二同断)
- 一 同壹匁五分 筆壹本代
- 一 銀五匁八分 文鎮壹対代
- 一 同三匁八分壹厘 味噌五百七十目代 (両二九貫目替)
- 一 同式分九厘 薪三束代 (両二八十六束かへ)
- 一 同六分 汁実代
- 一 米壹斗壹升 〆金三両壹分、銀六拾匁八分六厘
- 下ヶ札「本文唐紙之儀、端唐紙買上候而は格外高価二有之、并少分二而は御手細之次第二付、旁壹本御買上取計申候、残紙之儀締り取計置、重而相用候積御座候」
- これによれば、亀山藩士の小崎(尾崎)公平の明倫堂見学と詩会と詩会後の饗応の様子が費用から推測できる。客を迎えるため唐紙の修復をし、詩会用に筆・文鎮が購入された。詩会後は、小崎と督学、教授から訓導までの明倫堂側との饗宴があり、酒一升、肴、煎茶、蒸菓子の外、御飯と味噌汁が振る舞われ、また、御飯と味噌汁は明倫堂内で調理されたことが、薪代、味噌代、米が計上されていることから理解することができる。この饗応が夜分にわたったことは、大蠟燭、中蠟燭代が計上されていることで推測できる。
- 四、「学校御用留」の記録(慶応三年七月、広瀬孝之助等の場合)
- 細野要斎の記録にある、慶応三年七月十二日に広瀬淡窓の甥広瀬

孝之助等が聖堂を見学した件の詳細記録が「学校御用留」にあるので、以下その史料を紹介し、内容を検討する。

(史料①)

袖書 卯七月十日

鷺津九蔵

豊後日田儒者 広瀬孝之助

右門人飛州高山 吉田文助

右之者共止宿中、明後十二日明倫堂拝見仕度旨申出候、付而は私案内二而聖堂初拝見為仕可然哉、此段伺申達候

但、学校拝見之儀相済候ハ、堂中之輩為励詩会相催申度候、付而は時刻二も相成候ハ、前振を以支度被下候様致度、右之儀主事共談判および候処、存寄無之候且指懸り候儀二付、早速御否御座候様致度、此段も申添候

七月十日

御側物頭格明倫堂督学 鷺津九蔵

申上

別紙二奉伺候豊後日田儒者広瀬孝之助、右門人飛州高山吉田文助儀、鷺津九蔵江文学為相談相越、右は学業江付年来懇意二而慥成者二付、九蔵宅二止宿為仕旨相伺候付、追振二准し止宿為仕可然旨、申談候様可仕候事

七月十日

「右御年寄衆江入一覽候上、伺相済候付、左之通申談之」

付札「書面之通可有御取計候 七月十一日」

(史料②)

「主事江向問合候返事之別紙如左」

広瀬孝之助

右は従公辺永々儒者之家と御取立相成、日田御郡代支配二而、御目

見以下御家人格好之ものニ御座候間、日田御郡代支配儒者と御認可  
然存候

吉田文助

右は飛驒高山之医師ニ而、主人は無之ものニ御座候

(史料③)

袖書 卯七月

明倫堂主事

豊後日田儒者広瀬孝之助并同人門人飛州高山吉田文助儀、昨十二日  
参堂、聖堂拝初夫々拝見済之上、教授初訓導等出席、昼後詩会相催  
申候処、無故障相済、夜五ツ時比引取申候、仍之申上候

七月十三日

明倫堂主事

(史料④)

豊後国儒者広瀬孝之助并門弟吉田文助参堂之節入用

- 一 銀拾九匁五分 酒壺升五合代
- 一 同三拾八匁五分 肴代
- 一 同式匁五分 煎茶代
- 一 同拾五匁 むし菓子代
- 一 銀壹匁 燭台式挺損料
- 一 同壹匁 蚊遣木代
- 一 同式匁四分六厘 味噌三百七十目代 (両二九貫目替)
- 一 同三分 汁実代
- 一 同式匁七分九厘 薪四束代 (両二八十六束かへ)
- 一 同五匁七分壹厘 大蠟燭四丁代
- 一 同式匁三分 中蠟燭拾丁代 (目方三拾式匁三分、両二同断)

メ銀九拾匁六分六厘

一 米九升四合

(略)

八月

明倫堂主事

下ケ札「本文孝之助儀は、兼而申上候通御義理合も御座候者ニ付、  
酒肴初暫入念為取計并門人も壺人召連候事ニ付、追々よりハ御入用  
相増申候、此段申上添候」

以上の史料によれば、豊後日田の儒者広瀬孝之助は、門人飛驒高  
山の吉田文助を伴い明倫堂の見学を願出た。督学の鷲津毅堂は、広  
瀬等の明倫堂の見学と詩会開催の許可と毅堂宅への止宿を申達して  
いる。毅堂は、広瀬が前々からの懇意であること、詩会開催は堂中  
の者の励みになると記している。十三日の明倫堂主事の報告によれ  
ば、十二日に聖堂を含めた見学が行われ、午後には詩会があり夜  
「五ツ時」まで饗応が続いた。酒肴や御飯、味噌汁、煎茶、むし菓  
子の振舞いは、前月の亀山藩小(尾)崎公平の場合と基本は同様で  
ある。ただ、広瀬孝之助は懇意等の「義理合」のため、酒肴はじめ、  
常よりは手厚くしていることがわかる。

おわりに

本稿では、第一章で、尾張藩校明倫堂が、教育機関として、藩の  
御文庫とは別に、独自の文庫を持っていたこと。第二章では、明倫  
堂教育の一環として学生の詩会が行われ、また他藩士等にも明倫堂  
の見学を許可し、学生への励みとして、他藩士等との詩会が開催さ  
れたことを明らかにした。

また、その内容の特徴は、第一章では、①明倫堂の文庫の管理が

主として典籍が行ったこと、②明倫堂の書物は、文庫に収納されたが、督学、教授等の教官室や、各教室に文庫からの書物の貸出が行われたこと、③貸出された書物は、年末に返却され、典籍が冊数等の確認をしたこと、④明倫堂文庫の書物は、原則学生の教育のためであったが、他向貸出も、藩内各役所等へ行われたこと、⑤他向貸出が学生の教育に支障がでるとして、文久三（一八六三）年には、重役に限定する他向貸出内規を作ったこと、⑥書物保護のための曝書が、六月を中心に順次おこなわれたこと、⑦書物の購入は、名古屋城下の本屋で行われたが、城下本屋で調達できない時には、三都をはじめとした他所の本屋で購入したこと、⑧明倫堂には、購入の外に一万冊を超える献納があったこと、⑨明倫堂には、明倫堂教官等藩内からと、城下町人等民間からと、他国藩士からのものがあったこと、⑩献納には、明倫堂督学許可の堂内で処理された内献納と、藩の重役（年寄）許可により、賞品（金）が出された表献納があったこと、⑪慶応三（一八七六）年の明倫堂改革により、明倫堂督学は、書物奉行を兼務することになり、城内の「御文庫」と明倫堂「文庫」の管理は明倫堂督学兼書物奉行が一元的に行うことになったこと等である。

第二章の内容中、詩会の特徴は、①学生の教育の一環として詩会が開催されたこと、②開催時間は午後、宿題による詩（漢詩）の披露であったこと、③詩会の後には饗宴があり、藩主から酒、肴、吸い物、御菓子を下賜された。④慶応三（一八六七）の場合、学生詩会の教官を含めた総人数が二百五十人であり、それぞれ酒、肴、御菓子が下賜され、この費用、扱いは奥向の御小納戸がおこなったこと等である。

他藩士等の明倫堂見学の特徴は、①明倫堂が天明期に設立されて以来、他藩士等の見学があったこと、②寛政三（一七九一）年に規則が設けられ、見学は、町人・百姓体の者以外の他藩士、浪人、儒医等に許された。見学場所は講堂であり、聖堂は許可されなかったこと、③文政三（一八二〇）年、藤堂和泉守（津藩）が藩校設立のため見学依頼があり、聖堂の見学も許可したこと、④弘化三（一八四六）年以後は、講堂、聖堂ともに見学依頼があれば許可することになったこと、⑤他藩士等の見学者の中には、優れた漢詩人や儒者が多く、明倫堂教官、学生の励みとして詩会が開催されたこと、⑥詩会後には、酒肴・料理による接待が行われ、饗宴は夜にまで及ぶほどであったこと等である。

以上、尾張藩校明倫堂は、藩内教育の機関であったが、書物の献納や他藩士との交流は、開放的であり、特に明倫堂督学鷲津毅堂などの事例を見ると、毅堂自身が幕府の昌平黌出身であることから、多くの全国的交友があり、この人脈を通じて、藩校教官・学生との交流が進展し、藩も酒肴や料理の費用を拠出することによって、こうした交流を支えていたといえる。